

芦別市地域材利用推進方針

平成24年5月

芦 別 市

目 次

1. 地域材利用の背景	1
2. 方針の目的	1
3. 方針の位置付け	1
4. 市が整備する公共建築物における 地域材の利用促進の基本的方向	2
5. 市が整備する公共建築物における 地域材の利用促進の施策に関する基本的事項	3
6. 市が整備する公共建築物における 地域材の利用の基準	5
7. 市が整備する公共建築物以外の建築物等での 地域材の利用の促進	6
8. 地域材利用の取り組み状況	6
別表 1	8

1. 地域材利用の背景

市の総面積 88%を占める森林は、カラマツやトドマツなどの人工林や天然林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、市民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

しかし、北海道の林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から地域材（※1）の利用が低調であり、事業活動が停滞し、森林の多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化に資するものである。

また、木材は、断熱性、調湿性に優れ、健康的で温もりのある素材であるとともに、再生可能な資源であり、その利用を推進することは、地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成に資するものである。

このため、多くの市民の利用に供されている公共建築物において、地域材を積極的に利用し、需要を拡大するとともに、利用の意義や良さを広く普及することによって、多様な分野での地域材の利用を拡大する事が必要である。

※1 地域材：芦別市内の森林から産出され、道内で加工された木材又は芦別市以外での道内の森林から産出され、道内で加工された木材。

2. 方針の目的

芦別市地域材利用推進方針は、芦別市の公共建築物を整備するにあたり、地域材の利用促進の基本的方向や施策及び利用の基準等について方針を示し、より総合的かつ効果的な地域材の利用の拡大を図ることを目的に策定する。

3. 方針の位置づけ

（1）法的な位置づけ

本方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年10月1日施行）」第9条第1項に基づき、芦別市の公共建築物における地域材の利用の促進に関する方針を定める。

(2) 策定上の位置づけ

本方針は、「国の公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日 農林水産、国土交通省告示第3号）」及び「北海道地域材利用推進方針（平成23年3月22日策定）」に即して策定するものである。

【国】

公共建築物における木材の利用の促進に関する法律
(平成22年10月1日施行)



国の公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針
(平成22年10月4日：農林水産省、国土交通省告示第3号)

【北海道】



北海道地域材利用推進方針
(平成23年3月22日策定)

【芦別市】



芦別市地域材利用推進方針

4. 市が整備する公共建築物における地域材の利用促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、森林資源の枯渇への懸念や耐久性、耐火性等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低いものがある。

このため、公共建築物における地域材の利用促進の意義を踏まえ、過去の非木造を指向してきた考えを抜本的に転換し、今後、市が整備する公共建築物については、可能な限り木造化^(※2)又は内装等の木質化^(※3)を図ることを基本に置き、以下の基本的方向に沿って地域材の利用促進を図るものとする。

(1) 市の役割

市は、自ら率先してその整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、道と連携し、地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(2) 林業従事者、木材製造業者（以下「関係者」という。）の適切な役割分担と関係者相互の連携

関係者は、本推進方針を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進及び地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

地域材の利用促進にあたっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、関係者は、国又は道が講じる関係施策に協力しつつ、森林計画に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された地域材（4）等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、地域材を利用するにあたっては、合法性や産地が証明された地域材で、品質等が明示されているJAS製品の使用に努めるものとする。

(4) 市民の理解の醸成

市は、公共建築物における地域材の利用促進の意義等について市民にわかりやすく示すよう努めるものとする。

※2 木造化：建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

※3 木質化：建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

※4 合法性等の証明された地域材：北海道の森林で産出された違法伐採でない木材をいう。

5. 市が整備する公共建築物における地域材の利用促進の施策に関する 基本的事項

(1) 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施

行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

市が整備する公共の用又は公用に供する建築物（広く市民の利用に供される施設）	
・ 学校	・ 社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）
・ 病院・診療所	・ 運動施設（体育館、水泳場等）
・ 社会教育施設（図書館等）	
・ 公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業の用に供される庁舎、又は職員の住居の用に供される職員住宅等	

（2）地域材の利用の推進のための施策の具体的方向

地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

施 策	内 容
（1）建築材料としての地域材の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域材の利用に当たっては、積極的に木造化を推進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装材の木質化を推進する。 ・ 地域材の利用を促進すべき公共建築物（5-（1））以外であって、国庫補助事業等で整備される建築物についても地域材の利用に努める。
（2）建築物以外の木製品等の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材製品の利用に努める。
（3）木質バイオマスの利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木質ペレットや木質系断熱材など木質バイオマス製品及びエネルギーの利用を促進する。 ・ 木質バイオマス燃料とする暖房機器等の導入について、木質バイオマスの安定的供給の確保や適切な施設維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図る。

（3）積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

- ① 法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、積極的に木造化を促進するものとする。
- ② 木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合と比較して耐火性能や構造強度の確保、構造設計の自由度等の観点から有利な場合もあるため、その採用も積極的に検討するものとする。
- ③ 法令等で耐火建築物又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる建築物で

あっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努めるものとする。

★ただし、災害応急活動に必要な施設など、当該建築物に求められる性能・機能等の観点から木造化になじまない又は、木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、対象としないものとする。

6. 市が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

市が整備する施設は、可能な限り産別産材の地域材を使用するよう努めるものとし、その基準は以下によるものとする。

項目	基準	例外
木造化の推進	<p>5の(3)の①の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、木造化を図るものとし、その場合の基準は北海道の基準に準拠し別表1による。</p> <p>なお、建築基準法等における規制等が見直された場合は、この基準における基準値等についても見直すこと。</p>	<p>① 防火地域及び準防火地域であって、木造化が困難な場合</p> <p>② 防災・保安上の理由等から木造化が困難な場合</p>

7. 市が整備する公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

市は、公共建築物での地域材の率直的な利用により、その取り組み状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

(1) 住宅や民間事業所における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、市は、建築関係者等と連携し、地域材の利用を促進するものとする。

(2) 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の促進

市は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、周辺環境との調和などを考慮する必要がある場所では、地域材製品の利用に努めるものとする。

(3) 農業施設での地域材の利用の促進

農業用施設は、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、農業用施設整備において関係者の理解を図り、地域材の利用を促進するものとする。

(4) 木質バイオマスの利用の促進

市は、公共建築物における木質バイオマスの利用を推進するとともに、市民への利用の意義の普及や木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

8. 地域材利用の取り組み状況

1. 「星の降る里・芦別」地材地消推進検討委員会による芦別産材の利用促進

森林・林業関係者、建築関係者及び市民が相互に情報の共有を行い、芦別産材の利用促進を図ることを目的として、平成21年1月に「星の降る里・芦別」地材地消推進検討委員会を設置。

主な活動内容は、「地材地消」に向けた検討、調査研究（現地視察）、市民へのPR等で具体

的には、芦別産のカラマツ材を利用した公営住宅、製材工場を見学する体験バスツアー及び「元気森森まつり」等において、市民 PR を図っている。

2. 地元産木材を利用した住宅建主への持ち家取得奨励金の加算

芦別市定住促進条例における「持ち家取得奨励事業」により、地元産木材を一定程度使用して住宅を建築した建主に対して持ち家取得奨励金の加算することにより、芦別産材の利用促進を図っている。

3. 木質バイオマスの有効利用

本市の地域特性である豊かな森林資源の有効活用を図り、林業の振興を図るため、林業関係者をはじめとする関係機関などと共に木質バイオマス有効利用に向けた実証調査等を行い、官民一体となって検討を重ねた結果、林業の振興、地域資源の有効活用、二酸化炭素の排出削減、地域内経済の循環等の効果が図られることから、健民センターに木質チップボイラーの導入を進めている。

(別表1)

市が整備する公共建築物の木造化推進基準

建築物の用途	建築物の規模（一棟当たりの延べ面積）				木材の使用条件
	1,000㎡以下	1,000㎡超 ～2,000㎡以下	2,000㎡超 ～3,000㎡以下	3,000㎡超	
学校	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。 ※①②	地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努める。	次の全ての条件を満たすこと。 ①合法性又は持続可能性が証明された木材 ②地域材 ③JAS製品 ただし、道内に加工施設がなく地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合や特殊な用途に用いる製品を必用とする場合等はこの限りでない。
福祉施設 (保育所、福祉センター等)	法令の範囲内で可能なものは、木造とする。				
医療施設 (病院、診療所等)	入院施設あり	2階建て以下のものは、木造(2階部分が300㎡以上)のものは準耐火建築物とする。 ※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造(2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物)とする。 ※①②		
	入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①		
運動施設 (体育館等)	平屋建てのものは、木造とする。	平屋建てのものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①	平屋建てのものは、必要な防火措置を行い木造(準耐火建築物)とする。 ※①②		
社会教育施設 (図書館、市民会館等)	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造(準耐火建築物)とする。 ※①②		
集会場 (コミュニティセンター、生活館等)	2階建て以下で客席が200㎡未満のものは、木造とする。	2階建て以下で客席が200㎡未満のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①			
市営住宅 職員住宅	2階建て以下のものは、木造(2階部分が300㎡以上)のものは準耐火建築物とする。 ※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造(2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物)とする。 ※①②			
庁舎、研修所	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①			
宿泊施設	2階建て以下のものは、木造(2階部分が300㎡以上)のものは準耐火建築物とする。 ※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造(2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物)とする。 ※①②			
倉庫	2階建て以下のものは、木造(1,500㎡以上のものは準耐火建築物)とする。 ※①②				
その他の施設 (公園施設等)	公衆便所、管理棟、休憩施設(東屋等)、遊具等の公園施設				

※上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。

※① 延べ面積が1,000㎡を超える大規模木造建築物等は、外壁及び軒裏の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、屋根は不燃化等の措置を要する。

※② 準耐火建築物は、主要構造部を準耐火構造又はそれと同等の性能を有するものとし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備の設置を要する。